

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構令和4年度計画に係る 変更しようとする事項及び理由について

デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）に基づき、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和3年12月閣議決定）が策定され、同計画では、独立行政法人を含め政府一体となってデジタル化のための施策等に取り組むこととされた。

このため、中期目標の変更指示を踏まえ変更した中期計画に基づき、年度計画の「2.（2）電子化の推進」の変更を行う。

令和4年度計画 新旧対照表（案）

令和4年度計画（改正案）	令和4年度計画（現行）
<p data-bbox="181 384 1032 411">2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p data-bbox="181 480 483 507">(1) ①～⑥（略）</p> <p data-bbox="181 576 443 603">(2) 電子化の推進</p> <p data-bbox="297 624 1115 799">業務運営の簡素化及び効率化を図るとともに、「鉄道・運輸機構改革プラン」における業務の生産性の向上や働きやすい職場環境の構築に資するため、デジタル技術の活用等により、業務の電子化及びシステム等の最適化を推進する。</p> <p data-bbox="297 815 1115 943"><u>また、デジタル庁が策定した、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行う。</u></p>	<p data-bbox="1142 384 1993 411">2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p data-bbox="1142 480 1444 507">(1) ①～⑥（略）</p> <p data-bbox="1142 576 1404 603">(2) 電子化の推進</p> <p data-bbox="1258 624 2076 799">業務運営の簡素化及び効率化を図るとともに、「鉄道・運輸機構改革プラン」における業務の生産性の向上や働きやすい職場環境の構築に資するため、デジタル技術の活用等により、業務の電子化及びシステム等の最適化を推進する。</p>